

## 高所作業車運転技能講習の講師資格

労働安全衛生法別表第20(77条関係)二十一		平成16年3月19日基発第0319009号 (8)登録教習機関の登録(77条関係) [3]講師等(労働安全衛生法第2項第2号関係)・・・別添6	
講習科目	条 件		
学科講習	<p>作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の<b>設計、製作、検査又は整備の業務</b>に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と<b>同等以上の知識経験を有する者</b>であること。</p>	<p>1 表の「条件」欄の「<b>設計、製作、検査又は整備の業務</b>」とは、設計、製作、検査又は整備に関する業務に直接従事する者のほか、これらの業務に直接従事する者を管理、監督する工作係長、検査係長等の業務が含まれるものであること。</p> <p>2 表の「作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号、「原動機に関する知識」の項の「条件」の欄第3号及び「運転に必要な一般的な事項に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<b>同等以上の知識経験を有する者</b>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等で工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上高所作業車の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上高所作業車の取扱いに関する業務に従事した経験を有する者</p>	
	<p>原動機に関する知識</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と<b>同等以上の知識経験を有する者</b>であること。</p>		
	<p>運転に必要な一般的な事項に関する知識</p> <p>一 大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と<b>同等以上の知識経験を有する者</b>であること。</p>		<p>3 表の「運転に必要な一般的な事項に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<b>同等以上の知識経験を有する者</b>」は、高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の運転者を管理、監督する運転係長等の業務に従事した経験を有する者が該当すること。</p>
	<p>関係法令</p> <p>一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と<b>同等以上の知識経験を有する者</b>であること。</p>		<p>4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「<b>同等以上の知識経験を有する者</b>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</p>
実技講習	<p>作業のための装置の操作</p> <p>一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 高所作業車運転技能講習を修了した者で、その後5年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と<b>同等以上の知識経験を有する者</b>であること。</p>	<p>5 表の「作業のための装置の操作」の項の「条件」の欄第4号の「<b>同等以上の知識経験を有する者</b>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等で工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上高所作業車の運転の業務に従事した経験を有する者</p>	